http://www.incadat.com/ ref.: HC/E/USs 97

[24/09/1997; Superior Court of Connecticut, Judicial District of Hartford (United States); First Instance]

Panazatou v. Pantazatos, No. FA 960713571S (Conn. Super. Ct. Sept. 24, 1997)

コネチカット州上位裁判所 ハートフォード裁判所管轄地区

決定:1997年4月29日;申立て;1997年9月24日

裁判官: Barall, J.

K. Panazatou v.対 I. Pantazatos

BARALL, J.:本件では、3歳の子の監護権の内容を決定するための管轄権を、ギリシアの裁判所とコネチカット州上位裁判所のいずれが有するのかを、裁判所において決定することが求められている。

本件において適用される法令は、「1980年の国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」と、ハーグ条約を実施する我が国の法律である「国際的な子の奪取に対する救済法」(42 USC 1160以下)である。

裁判手続上、原告の妻「K.P.」は、1996 年 10 月に、未成年の子Nの監護権を求めて一方的申立てを行うとともに、コネチカット州において離婚訴訟を開始し、本件が当裁判所に係属した。

この一方的命令は、ミコノス島にいる被告である夫に通知することを条件に認容され、同意された。その後、被告である夫は、自身によるギリシアへの子の返還申立ての審理中において、コネチカット州から子が連れ去られることを防止するため、人身保護請求訴訟を提起した。

当該申立ては、ハーグ条約に従って、コネチカット州の裁判所に提起された。

原告による代理人の選任申立ても提起された後に承認され、当該代理人は、当該子がハーグ条約上の基準に沿った状況の下で確実に保護されるよう、役割を果たしてきた。

ハーグ条約において、本件に適用される条項が2つある。

第1に、監護権又は面会交流権の侵害の直前において締約国に「常居所 を有していた」子に対して条約が適用されることを定める第3条である。

同条項に基づき子の返還を求める申立人は、監護権の内容を決定するための当該国への子の返還を実現するために、16歳未満の子が当該国に常居所を有していたことを,証拠の優越によって最初に証明しなければならない。

しかし第2に、第13条1項bは、たとえ子が一定の国に常居所を有していても、当該子を返還することによって子が心身に害悪を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険があれば、当該子が当該国に返還される必要はない旨規定している。

それゆえ、もし申立人が、子がある特定の国に常居所を有していたことを証拠の優越によって証明すれば、次に被申立人は、常居所地国への子の返還を阻却するために、当該子を返還することによって子が心身に害悪を受ける重大な危険があることを,明白かつ確信を抱くに足る証拠によって証明しなければならない。

事実

申立人/被告であるギリシア国籍の「I.P.」(父親)は、被申立人/原告であるアメリカ国籍の「K.P.」(母親)と、1987年に彼女がギリシアで過ごした休暇中に出会った。

その後、彼らは 1989 年 1 月 28 日にアメリカで結婚し、結婚後はギリシアのミコノス島に転居した。

二人は、ミコノス島に住み続けたが、アメリカとの間において相応のつながりを保っていた。例えば、夫は、アメリカの社会保障カード、運転免許証、銀行口座を保有し、また、一定期間アメリカにおいて働いてもいた。

一定期間の後、母親は妊娠し、1994年4月8日に子Nを出産する数ヶ月前に、父親の同意を得てアメリカに帰国した。

子にとって、アメリカでの医療サービスの方がよりよいだろうと、二人 とも同意した。

Nを出産後、母親は子と一緒にミコノス島に戻り、Nはミコノス島で洗礼を施された。

その後3年間、子はコネチカット州、とりわけクロムウェルと、ギリシアのミコノス島の間を行き来した。

1994年12月9日から1995年2月7日の間、Nはクロムウェルに居住した。

彼女は、1995年6月21日から1995年7月18日まで、母親と一緒にクロムウェルに居住した。

彼らは、1995年11月8日にクロムウェルに戻り、1996年2月14日までそこに滞在した。これらすべての居住については、父親の同意が得られていた。

しかし1996年9月11日に母親は、父親の同意なく、現実には彼の知らないうちに、娘を連れてコネチカット州に戻った。

特定されていないその他の全ての期間において、子Nは、母親及び父親と一緒にミコノス島に居住した。

小児精神科医の Anne Price 医師は、子を母親の養育から離別させれば、 短期間であれ長期間であれ、子が精神的に害悪を受ける重大な危険があ る旨証言し、当裁判所はこれを聴取した。

当裁判所は、この証言を信用できるものと判断する。

当裁判所は、原告である母親が夫の気性の荒さを恐れていることに関し さらに証言を聴取し、そうした恐怖が妻にとって現実に存在していたと 判断する。

また当裁判所は、妻が、主として市民権に関する問題を理由としてミコノス島において自身の生活を支える手段を持っていなかったと判断する。

夫は、家族の生活の唯一の支えだった。

彼は、100,000 米ドル相当の収入を得ていると証言したが、その後に提出された彼の所得税の申告書では、その約 10 パーセントの収入が示されている。

1996年の9月に当事者たちが別居した後になって初めて、父親がアテネで家族を登録したこと、また、彼らが冬の数か月の間アテネに居住していたとの父親のハーグ条約に基づく申立書の主張が事実ではなかったことを、当裁判所は認める。

被告である夫によってアテネにおいて監護権に関する訴訟が開始され たが、原告に対する送達がなされなかったと主張された。

度重なる要求にもかかわらず、当裁判所は、夫の代理人の協力を得てもなお、それらの書類の写しを得ることができなかった。

通知がなかったにもかかわらず、仮に原告がギリシアに戻ったならば、 ギリシアの裁判所において法廷侮辱罪に問われる可能性があることが 示された。

決定

裁判所が決定すべき第1の争点:申立人は、証拠の優越によって、子の常居所がギリシアであったことを証明することができたか。肯定。

当事者たちが将来のある時期に、アメリカに永住するつもりであったことに疑いはないが、常居所は住所と混同することはできない。

常居所を決定するために、裁判所は、子どもに焦点を当て、将来に向けての意向ではなく、過去の経験を精査しなければならない。Friedrich v. Friedrich, 983 F.2d 1396, 1401 (Sixth Circuit 1993).

父親の同意なしに 1996 年の 9 月に母親が出発する前の 7 ヵ月間とともに、子は人生の大部分をミコノス島で過ごした。

第2の争点:被申立人である母親は、明白かつ確信を抱くに足る証拠によって、ギリシアに返還された場合に子が精神的に害悪を受ける重大な 危険があることを証明したか。肯定。 母親の連れ添いなしに子を返還することは、子が精神的に害悪を受ける 重大な危険を引き起こすこと、とりわけ、母親の連れ添いなしにNをギ リシアに連れ戻すことは、短期間であれ長期間であれ、深刻な精神的害 悪を与える極めて重大な危険を引き起こすであろうことを、当裁判所は 明白に確信した。

もし、母親が、全面的な調査及び裁判手続がなされている間において、 ギリシアに住まいを持ち、経済的な支援を与えられ、身柄拘束を免れる ならば、母親が子と共に行動できるため、子に対して精神的害悪が及ぶ 危険は最小限で済むだろう。

同様の争点は英国の裁判所によって検討された。C v. C Court of Appeal, Civil Division 14 December 1968 (1989) to All ER 465 (1989), 1 FLR 403 (1989) 1WLR 65

当該裁判所は、当該英国の裁判所及び常居所であるオーストラリアの裁判所に対し父親が一定のアンダーテイキングを行うことを前提として、 当該事件における母親は、戻ることを拒否したとしても、そうした精神 的な状況を作り出すことはできないと判示した。

当該英国の裁判所によって要求されたこれらのアンダーテイキングは、 相応の経済的保証,オーストラリアにおいて法廷侮辱罪に問われるおそ れを取り除くこと,医療サービスなどを含んでいた。

この事件は, Feder v. Feder, 63 F.3d 217, 226 (3rd Cir. 1995)において是認される形で引用された。

Feder の事案において控訴裁判所は、常居所に関する下級審裁判所の認定を覆し、当該裁判所に対し、差戻し後の審理において、無条件の返還が子にとって有害であることを Feder 夫人が証明したか否か検討することを命じた。

当該控訴裁判所は、子が害悪を被らないことを確保するための Feder 氏のアンダーテイキングが十分なものであるか否かを調査することを当該下級裁判所に命じた。

当裁判所は、各当事者から、また、子の代理人から、アンダーテイキング案の提出を受けた。

当裁判所は、当裁判所及びギリシアの裁判所に対し申し立てられるアンダーテイキングとともに、その執行を確保するための手段について適切

に命令するために十分な情報を,全代理人の協力を得て取得しようと試みている。

当裁判所は、100,000 米ドルの収入を得ていたとの申立人の証言と、収入が 10,000 米ドルしかないとの現在の彼の立場との違いの理由を知る必要がある。

そうした情報は、十分な経済的アンダーテイキングを提供するために必要である。その情報は、ギリシアで弁護士及び会計士双方の資格を有する者によって収集中である。

当裁判所は、ギリシアの裁判官との間で、統一子監護法に基づく我が国における電話会議と類似した電話会議を調整しようとしている。その目的は、アンダーテイキングがギリシアで効力を認められることを確保することである。裁判官の間でそうした理解を得ておくことは、当裁判所によって設定されたアンダーテイキングの履行を確保するために高額な保証金を課す必要性を取り除くかもしれない。

このような手続は一般的ではないが、適切な審理の場を設定しその上で子を保護するというハーグ条約の目的にかなう。

本決定は、アンダーテイキングの手続が完了するまでの間の暫定的な決定である。

H. Barall, J.